

～インボイス制度について vol.2～

※JA広報誌10月号より掲載中のインボイス制度について引き続きご説明いたします。

農作物を販売する場合の特例

① JA等に販売を委託する場合（農協特例）

組合員である生産者の農産物をJA等が①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合には、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者はJA等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

■ 農協特例が適用される取引の例



※ 共同計算を行う出荷者全員が組合員である必要があります。

② 卸売市場に販売を委託する場合（卸売市場特例）

卸売市場法に規定する「卸売市場」において、卸売の業務として出荷者から委託を受けた事業者が行う生鮮食品等の販売は、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者は卸売市場が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

■ 卸売市場特例が適用される取引の例



③ JAの直売所・家畜市場で委託販売する場合（媒介者交付特例）

直売所や家畜市場での委託販売は無条件委託方式および共同計算ではないため農協特例は適用されませんが、出荷者が適格請求書発行事業者の場合はJAが出荷者に代わりインボイスを発行し、購入者へ交付することができます。

■ 媒介者交付特例が適用される取引の例



※ インボイス登録以外の家族名義で出荷した場合にはインボイスが発行できません。(名義整理が必要)

④ 業者等に直接販売をする場合

JA等を通じた委託販売ではなく、業者の方に直接販売している場合には、先方よりインボイスの発行を求められる可能性があります。適格請求書発行事業者でない場合はインボイスを発行することができませんので、難色を示される可能性があります。

■ 直接販売先である業者からインボイスを求められる取引の例



※ 自分で発行する請求書・領収書の見直しも必要です。

